

# レッスン6 労働者と使用者の定義

1

「労働者」とは

- 労働基準法⇒事業に使用される者で、賃金を支払われる者
- 労働契約法⇒使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者

「パート労働者」とは、

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者

「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

「使用者」とは、

- 労働基準法⇒事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者
  - ※事業主⇒法人企業は、法人そのもの 経営担当者⇒取締役等
  - 事業の労働者に関する事項について行為をするすべての者⇒労働者の賃金・労働時間等の権限を持っている部長、課長など
- 労働契約法⇒その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。